

法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書

第十二号様式
(第三条関係)

提出部数……二部

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		整理番号							
		法人番号							
正 東京都 支庁	平成 年 月 日 都税事務所長 支庁長 殿	処 理 事 項	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印	確 認 印	受 付 簿 入 力	課 税 部 市 町 村 報 告 通 知	課 税 部 市 町 村 報 告 通 知	課 税 部 市 町 村 報 告 通 知	課 税 部 市 町 村 報 告 通 知
	〒 □□□ - □□□□		電 話 番 号 ()						
(ふりがな) 法 人 名		経 理 責 任 者 氏 名 印							
代 表 者 氏 名 印		資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額						円	
平成 年 月 日 から 事 業 年 度 分 から 法 人 税 の 確 定 申 告 書 平成 年 月 日 まで の 連 結 事 業 年 度 分 から 法 人 税 の 連 結 確 定 申 告 書 の 提 出 期 限 の									
延長について		・ 下記のとおり延長の処分があった ・ 下記のとおり指定に係る月数が変更された ・ その延長の処分が取り消された ・ その適用を受けることをやめた ・ 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった) の で 届 け 出 ます 。	
記 (確 定 申 告 書 又 は 連 結 確 定 申 告 書 の 提 出 期 限 の 延 長 期 間) 月 間 (変 更 後 の 指 定 に 係 る 月 数) 月 間									
連 結 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号		〒 □□□ - □□□□		電 話 番 号 ()					
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称									
支 店 等 所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地					
* 都 税 事 務 所 処 理 欄		過 去 の 延 長 の 有 無	有 ・ 無	月 数 (月) ・ 承 認 事 業 年 度 (年 月)					

「控」裏面の記載の手引により太枠欄のみ記入してください。

(注) この届出書は、①届出の事由が生じた事業年度終了の日から22日以内(連結法人の場合は、延長の承認の処分のあった日から7日以内)
 ②法人税において取消若しくは変更の処分を受けた場合には、法人税の処分のあった事業年度終了の日から22日以内 ③①の適用を受けることをやめた場合には、法人税に届出書を提出した事業年度終了の日から22日以内に提出してください。

**法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の
延長の処分等の届出書（第12号様式）
記載の手引**

- 1 この届出書は、次に掲げる「届出をする場合」に該当する法人（②及び④の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人並びに③の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含みます。）が、それぞれの提出期限までに、本都内における主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に「正1部、写1部」を提出してください（本都と他の道府県とに事務所等を有する法人にあっては、本都に本社が所在する場合に限ります。）。

届出をする場合		提出期限
①	法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含みます。）	当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
②	法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があった場合	当該取消し又は変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内
③	法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含みます。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合	当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内
④	法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）	当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内
⑤	連結親法人が法人税法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第5条の2の承認があったものとみなされた場合	当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

- 2 「平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで」の欄は、1⑤の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載してください。

- 3 様式中 「事業年度分 連結事業年度分 から 法人税の確定申告書 法人税の連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消してください。

- 4 様式中五段書きになっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消してください。ただし、1②の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定にかかる月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定にかかる月数が変更された」と、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1③の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と、1④の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字をまっ消してください。

- 5 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、下の表の左欄の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載してください。

区 分	記 載 す る 法 人
1②及び④の場合	当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
1③の場合	当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
1⑤の場合	当該処分を受けた法人

- 6 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等（同一道府県に2以上の支店等がある場合は、主たる支店等）の名称及び所在地を記載してください。
なお、この欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成し添付してください。

※ この記載の手引中、用語の定義は次のとおりです。

用 語	定 義
連結完全支配関係	法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係
連結親法人	同条第12号の7の2に規定する連結親法人
連結子法人	同条第12号の7の3に規定する連結子法人
連結親法人事業年度	同法第15条の2に規定する連結親法人事業年度